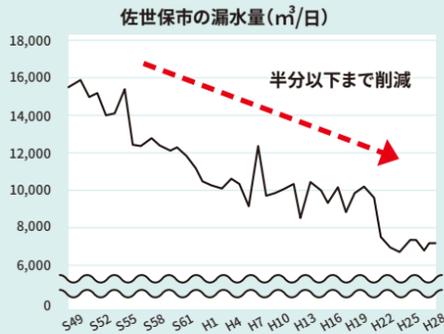


### 佐世保市の漏水対策

Topic

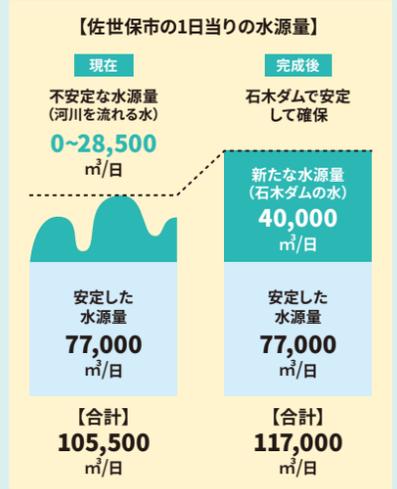
佐世保市はこれまで漏水対策に約230億円を投じ、昭和40年代の日量1万6千m<sup>3</sup>から半分以下の日量7千m<sup>3</sup>程度まで減らしています。



仮に漏水量がゼロになっても、現在不足している水源は日量4万m<sup>3</sup>ですので、新たな水源確保が必要であることは変わりません。

**Q** 佐世保市では近年は給水制限をしていないので、石木ダムを造らなくても水源は十分なのでは？

**A** 直近では平成19年に160日間の減圧給水制限が実施されています。このほか、約2年に一度は渇水の危機にさらされており、今でも水源不足は深刻です。安定的に水道水を供給するためには、確実性が高い水源(安定水源)を確保することが法で定められていますが、佐



また、近年の異常気象を考えると、いつ渇水に見舞われるもおおかしくないため、早急に安定水源を確保する必要があります。

世保市には基準を満たす水源が不足しており、このことが渇水に対して脆弱な原因の一つです。

### 水道水の確保(利水対策)について

県北地域は、大きな河川がない上に地下水にも恵まれないことから、従前から水資源に乏しく、特に佐世保市の水源不足は深刻です。平成6年から7年にかけての戦後最大級の渇水では、約9カ月間の給水制限を行うなど、全国で最も厳しい渇水となりました。現在も度々渇水の危機に見舞われており、早急に新たな水源を確保する必要があります。

平成6年渇水被害の状況(佐世保市)

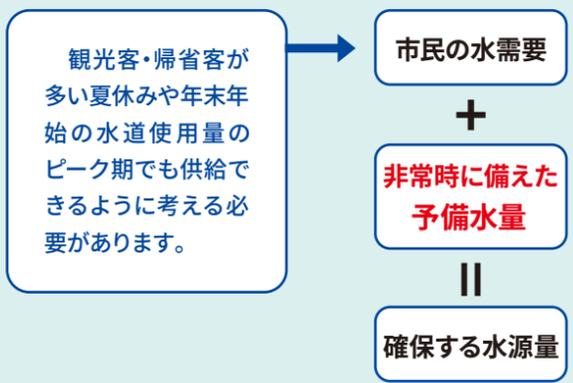


給水車による水の供給 船舶による水の海上輸送 干上がった貯水池(相当ダム)

**Q** 佐世保市の実際の水道使用量(水需要)よりも多くの水源を確保することは過大では？

**A** 水道は重要なライフラインで、事故や災害、渇水などの非常時にも供給できるように、予備的な水量の確保も必要です。佐世保市は、予備水量はおろか、実際の水需要に対しても水源が不足しており、過去において幾度も、給水制限を余儀なくされていることから、さらなる水源の確保が必要です。

また、佐世保市の水道使用量は、このように厳しい状況下での使用量なので、この使用量をそのまま、本来の市民の水需要と評価することはできません。



### 地権者の皆さんの生活再建について



代替宅地(川棚町石木郷)

**Q** 地権者の皆さんは、事業に協力して移転する場合、今まで暮らした場所を離れなければならない、代償が大きいのでは？

**A** 地権者の皆さんには「正当な補償」を行うことを前提に、家屋移転等をお願いしています。また、県では移転をスムーズに行えるよう、ダムの1.5キロメートル下流に全29区画の代替宅地を造成し、21世帯の方々が移転されています(その他26世帯の方々が川棚町内に移転。7世帯は町外へ移転)。

県では、残りの地権者の皆さんにも事業の必要性を理解していただき、移転にご協力いただければ幸いです。

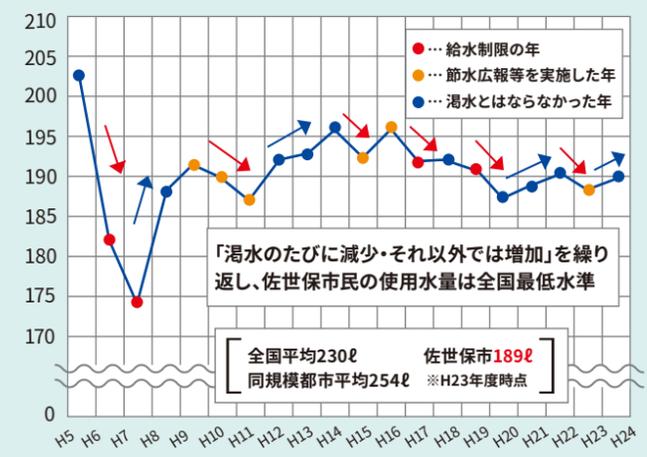
### 石木ダム事業に関する県の考え方

今年、西日本に甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」や昨年の「九州北部豪雨」など、近年、異常気象は各地に大きな被害をもたらしています。また、異常気象により、渇水が起らないとも限りません。こうしたいつでも起こりうる災害から県民の皆さんの安全・安心な暮らしを守ることは、過去に大きな災害を経験した本県にとって最大の責務であると考えています。

このような考えのもと、石木ダムの建設については事業着手から長い年月を経た現在も、川棚川の洪水被害の軽減と佐世保市の慢性的な水源不足の解消のために必要不可欠な事業であることから、事業を推進しています。

また、既に移転や用地買収にご協力いただいた8割を超える地権者の皆さんやダムの早期完成を望んでおられる地域住民の皆さんのためにも、一日も早いダムの完成に向けて、共同事業者である佐世保市及び地元の川棚町と一体となって、取り組みを進めていきます。

市民一人一日当たり使用水量(ℓ)



**Q** 少子化で人口が減っているのに、将来的には水の使用量も減り、石木ダムの水源は不要になるのでは？

**A** 佐世保市は、人口が減少することを踏まえた上で、それでもなお不足する水源を確保する計画を立てています。また、佐世保市はこれまで何度も渇水に見舞われていることから、他の都市と比べて市民一人当たりの使用水量は非常に少ない水準にあります。将来的に渇水の心配がなくなれば、一人当たりの使用水量は徐々に回復していくものと考えています。

石木ダムを建設することで、佐世保市の皆さんも安心して水を使用できますね



問合せ 県の河川課 ☎095-823-3280

県政テレビ番組「こちら県庁広報2課」(民放4局)でも今回の特集を10月に放送します。ぜひご覧ください。